

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第58号

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。<u>次条において同じ。</u>）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。<u>次条第2項第3号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u><u>（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u><u>（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)
(水道技術管理者の資格)

第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格（1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者

- 者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) (略)
(水道技術管理者の資格)
- 第4条** 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科且又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次項第5号において同じ。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次項第5号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

2 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格（1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道に限る。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又は

課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替え

これに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。